

意見書案第7号

安倍政権の下での憲法9条の改憲に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成29年6月23日提出

提出者

向日市議会議員

松山幸次
杉谷伸夫

賛成者

向日市議会議員

山田千枝子

安倍政権の下での憲法9条の改憲に反対する意見書

憲法施行70年の5月3日、安倍首相は読売新聞のインタビューや同日に開かれた改憲派の集会にビデオメッセージで「9条1項（戦争放棄）2項（戦力不保持）を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」と発言し、その後の国会審議で9条3項に自衛隊を明記するとの考えを示した。

首相には、憲法を擁護し遵守する義務がある。憲法改正の発議権は国会にあり、首相には一切の権限はない。その首相が、自らの権限を縛る憲法の変更を率先して求め、さらには変更すべき条文とその内容まで指定して、立法府に議論の加速を迫るという異常事態となっている。

衆参の憲法審査会でこの間、「9条」は議論のテーマになっていない。また首相は「憲法改正は期限ありきの事柄ではない（2016年参議院本会議）」とも述べてきた。それにもかかわらず、改憲の期限を2020年のオリンピックにあわせて区切ったことは到底認められない。

安倍政権は、従来一貫して憲法上認められないとされてきた集団的自衛権の行使を、閣議決定で行使可能とし、世界中で自衛隊が武力紛争に関与する可能性を開いた。このような安倍政権の下で憲法に自衛隊を明記することは、海外での武力行使が無制限に行われる可能性があると考ええる。

よって安倍政権の下での憲法9条の改憲をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月23日

京都府向日市議会